

石狩市で新婚生活をスタートする方へ費用を助成します

【対象となる世帯】

対象となる世帯は、次の条件を全て満たす世帯です。

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、本市に住民票がある世帯
- 夫婦ともに婚姻日において39歳以下であること
- 夫婦の令和4年分の所得の合計額が500万円未満の世帯

※ 令和4年分の所得とは、令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間の所得です。

※ 収入ではなく「所得」ですのでご注意ください。(例：給与収入6,700,000円の場合、給与所得4,930,000円)

※ 申請時点において貸与型奨学金を返済している場合は、令和4年中の返済額を所得から控除できます。

【対象となる費用】

婚姻日の1年前の日から令和6年3月31日までの期間中の転入（転居）にかかる費用

- 新規の住宅取得費用（建物）
 - 新規の住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
 - 結婚に伴う引越費用（引越業者・運送業者等に支払った費用）
 - 新規の住宅リフォーム費用（結婚に伴う引越しを機にリフォームし、市内事業者を支払った費用）
- ※令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に支払った費用（領収書等で確認できるもの）が対象になります。これから支払う予定の費用は対象になりません。

【助成額】

- 夫婦ともに婚姻日において29歳以下の世帯：上限60万円
- 夫婦の一方または双方が婚姻日において30歳以上の世帯
 - ・住宅取得費用を申請する場合：上限60万円
 - ・上記以外の場合：上限30万円

【申請受付期間】

令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）まで

※先着順のため、本市の予算額（780万円）に達した時点で受付終了となります。受付が終了した場合は、ホームページにてお知らせいたします。

【提出書類】

- 補助金交付申請書 <別記第1号様式>
- 婚姻届受理証明書または戸籍謄本、その他婚姻を証する書類
- 世帯を構成する夫婦に係る住民票
- 夫婦それぞれの令和4年分（令和5年度）所得証明書

所得証明書は令和5年1月1日現在
にお住まいの市町村で発行できます

※ 4～5月に申請する場合、令和3年分（令和4年度）の所得証明書

令和4年1月1日現在にお住まいの市町村で発行できます

<裏面もご覧ください>

- 【購入に係る住居費対象の場合】**売買契約書**及び**領収書**の写し
- 【賃借に係る住居費対象の場合】**賃貸借契約書**及び**領収書**の写し
- 【貸与型奨学金を令和4年中に返済した場合】返済額がわかる書類（奨学金返還証明書など）
- 【引越費用対象の場合】引越しに係る**領収書**の写し
- 【賃借に係る住居費対象の場合】**住宅手当支給証明書** <別記第2号様式>
- 【リフォーム費用対象の場合】**工事請負契約書**及び**領収書**の写し
- 補助金請求書** <別記第6号様式>
- 支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票**
- 結婚新生活支援事業に関するアンケート**

●お問い合わせ先

石狩市役所企画経済部企画課（市役所3階） TEL：0133-72-3161

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

石狩市結婚新生活支援事業のHPはこちら→

